

グリーン調達ガイドライン（お取引様向け）
(Ver. 3.01)

制定 2005年 6月 20日

改訂 2024年 11月 13日

カナレ電気株式会社

1. 目的

カナレ電気株式会社は、環境理念“自然環境を守ることが人類の使命と認識し、企業活動を通じて、この保全と向上に努めてまいります。”のもと、グリーン調達に取り組んでいます。

本ガイドラインは当社のグリーン調達に関する基準および評価方法を示し、お取引先様と共同し、製品が適用を受ける法規制ならびにその他の要求を遵守し、環境品質を安定向上させることを目的とします。

2. 適用範囲

2. 1. 製品への適用範囲

- 1) カナレグループが設計・製造し、販売する製品。
- 2) カナレグループが設計し、製造委託し販売する製品。
- 3) カナレグループが設計し、選定した市販品を組み込み販売する製品。
- 4) カナレグループが設計・開発・製造を委託し、カナレの商標を付して販売する製品。
- 5) カナレグループが斡旋販売する商品。

2. 2. 部品・材料・デバイスなどへの適用範囲

上記、2. 1. で示す製品に使用する部品、材料、デバイスなどの物品を対象とする。

- 1) ケーブル、コネクタおよびハーネス製品を構成する部品、材料。
- 2) 電子機器製品を構成する電気電子部品、半導体デバイス、プリント配線基板、機構部品等。
- 3) はんだ材料、テープ、接着剤および印刷物など、製品に付帯する副資材。
- 4) ACアダプター、ねじなど機器を使用するための付属品。
- 5) 輸送保護に用いる包装材。

3. 用語の定義

1) 物品

お取引先様が当社に納入される製品、およびそれらを構成する部品・材料・デバイスを指します。(用語としての物品には包装資材は含まない体で書いている)

2) 環境管理物質

部品・材料・デバイスに含有されている物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響を持つと判断した物質のこと。また当社では以下3) 4) 5) の物質群に細分化しています。

3) 禁止物質

法規制等により使用が禁止されている物質、および本ガイドラインで使用を禁止している物質。

4) 管理物質

使用を禁止あるいは制限する物質ではないが、環境負荷を考慮し適正管理すべき物質であり、使用実態を把握する必要がある物質のこと。

5) 高懸念物質 (SVHC : Substances of Very High Concern)

欧州化学物質庁 (ECHA) が REACH 規則 (EC No 1907/2006) に基づいて人体に影響が出る可能性が高いと発表した物質のこと。REACH 規則においては、57 条で規定する有害物質から、認可対象候補物質として Candidate List of Substances of Very High Concern for Authorisation (以下 candidate list) に登録され、さらにこの中から認可対象物質を決定し付属書 XIV に収載される。本実施要領においては、前段の candidate list に登録された認可対象の候補物質をいう。なお REACH 規則の条文には、SVHC の用語そのものの定義はないが実用されている。

6) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・材料・デバイスに添加、充填、混入または付着することをいう (加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合も含む)。

7) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。主原料と区別するために「不純物」と呼ばれる物を素材の特性を変える目的で使用する場合は、「含有」として扱う。

8) 素材

使用目的を達成する上でそれ以上分割できない均一材料、または均一と見なせる複合材料。

9) 不適合品

当社が販売目的で購買した 2 項に示す製品、部品およびデバイスなどにおいて、本ガイドラインに示す禁止物質が (意図的、意図的でないに関わらず) 閾値を超えて含有する可能性が認められた場合、不適合品として取り扱います。法規制、その他の要求事項の変化により、本ガイドラインに示していない物質が明らかな禁止物質となった場合も同様とします。

4. 物品に含まれる環境管理物質に関する要求事項

物品に含まれる環境管理物質に関する要求事項は、国内および海外環境法規制ならびに当社が納入しているセットメーカー様の基準をもとに設定し、別表に示しています。

※最新版は公式ホームページに掲載しています。[環境への取り組み | カナレ電気](#)

5. 運用および適用除外

1) 当社の調達先様における運用

個別物品でのグリーン調達の運用においては、弊社への納品時点で適用を受ける法規制、業界指針などの要求事項を遵守してください。そのうえで本ガイドラインの運用を実施してください。製造委託先様における生産工程をはじめとし、弊社に納入する物品を製造するために調達する部品・材料の調達先様ならびに二次以降の協力会社様に対し、本ガイドラインに準じて環境保証に取り組むようご指導いただき、要求事項を満足していることを監査などによりご確認ください。

2) 上記以外のお取引先様における運用

お取引様が弊社に納入する物品の製造会社様に対して、本ガイドラインに沿った環境保証に取り組むようご指導ください。各製造会社様から本ガイドラインの充足状況に関する情報を収集されましたら、速やかに弊社にご提供下さい。

3) お取引先様都合による既存納入物品の変更

本ガイドラインに関わるような変更（生産場所、部品・デバイス、材料または製造工程等の変更）がされようとしたときは、弊社 **4M 変更申請ガイドランス** に基づき事前に当社へご報告ください。※4M 変更申請ガイドランスは、お取引開始時にご提示しております。

- 4) 必要に応じ基本契約、覚え書き、納入仕様書などにグリーン調達に関する条項を盛り込ませていただく場合があります。
- 5) 弊社顧客（納入先様）の要望で、本ガイドラインの内容で了解が得られない場合、顧客のガイドラインを運用する場合があります。
- 6) 研究、開発段階で使用する環境管理物質は本ガイドラインの適用を受けないこととします。弊社への納入物品に禁止物質の混入・汚染なきよう識別管理には十分ご注意ください。
- 7) 弊社からの支給品に関してのグリーン調達は、弊社にて運用します。

6. お取引先様に対する調査

当社は、お取引先様が製品およびサービスの環境品質向上に積極的に取り組んでいるか否かを物品購入にあたっての重要な判断要素と考えています。

当社は、お取引先様による持続的な環境品質向上への取り組みをお取引上の重要な要素と考えております。

お取引の開始ならびに継続に際し、以下の様な環境への取り組み状況を調査させていただきます。各項目の評価は、お取引先様へ直接訪問し確認させていただく場合のほか、調査表などにご記入をいただく場合があります。これら製品の環境情報や、環境保全への取り組み状況を積極的にご開示ください。調査結果によってはお取引様に改善をお願いする場合やお取引を辞退させていただく場合があります。

- 1) 環境マネジメントシステムの運用状況。
- 2) 製造工程ならびにサプライチェーンの各段階における使用禁止物質の不使用。
※例) 鉛フリーはんだなど長期保管により変化、変質する物質に対するリスク管理状況を調査させていただきます。
- 3) 二次以降の仕入先様の環境管理状況。
※例) めっき業者様による環境汚染防止策などを調査させていただきます。
- 4) 受入・出荷検査およびロットトレーサビリティ。
- 5) 4M変更管理の運用状況

- 6) 次項7に示す環境エビデンスのご提出および管理体制。
- 7) 不適合への対応。
- 8) 最新の環境法令の遵守対応状況

7. 物品の環境品質評価

1) 物品に含有する環境管理物質について

- ・付表1に示す含有禁止物質の規制値が順守されていることをご報告ください。
- ・付表2に示す管理物質について使用状況をご報告ください。

2) 当社へのご協力体制

当社は、物品が本ガイドラインに適合していることのエビデンスとして、以下の当社様式による環境管理物質に関する保証書、各種成分情報およびICP分析データ※1の提出をお願いします。当社調査部門から依頼がありましたら、速やかにご提出をお願いします。

a) 製品に含まれる環境管理物質に関する保証書（CEM-G01-01，別紙1）および材料宣誓書

b) 以下何れかのフォーマットによる成分情報

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① MIL シート | (主に金属素材に使用) |
| ② chemSHERPA-CI※2 | (主に素材に使用) |
| ③ chemSHERPA-AI※3 | (主に成形品に使用) |
| ④ SDS | |

これら成分情報の取得に際しては、下記の注釈に紹介する URL を確認し最新のフォーマットをご使用ください。仕入先様が独自の成分情報フォーマットを運用している場合、本実施要領に示す環境管理物質との整合性を有していれば使用可とします。

SDS は、原材料メーカー、主成分が記されており、塗装、印刷、めっきおよび表面処理に使用される調剤などの把握には有用な情報ですが、RoHS 指令および顧客要求にあるような微量成分の記載義務がないため、SDS のみでは当社グリーン調達適合検証のための成分情報として十分ではありません。

c) ICP 分析データ※1

分析対象とする材料は、樹脂材、インクおよび塗料とします。ただしお客様からご要求がある場合はこの限りではありません。

※1 ICP 分析データ:IEC 62321:2008 に準拠した誘導結合プラズマ発光分光分析法 (ICP-OES[ICP-AES]) または誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS) による分析データをいう。

※2 chemSHERPA-CI :アーティクルマネジメント推進評議会

(通称JAMP : <https://chemsherpa.net/jamp/about>) が推奨する製品含有化学物質情報伝達スキーム。SDS を補完するための素材情報として、適用を受ける「法規等の名称」, 「含有有無」, 「物質名」, 「CAS番号」, 「濃度」などの情報を記載する。

※ chemSHERPA-AI : アーティクルマネジメント推進評議会

(通称JAMP : <https://chemsherpa.net/jamp/about>) が推奨する製品含有化学物質情報伝達スキーム。成形品の「質量」「部位」「材質」「管理対象法規に該当する物質の含有有無・物質名・含有量・成形品当たりの濃度」などの情報を記載し、川下ユーザーに伝達するために使用する。

(各 URL は 2024/11/13 時点の情報による)

8. 不適合品の管理

8. 1. 不適合発生時の処置について

不適合が発生した場合、または発生の可能性が認められた場合、お取引先様は速やかに当社に報告するとともに、現品処置、原因究明、波及性調査、および社内ルール・標準類の見直しなど再発防止策を徹底してください。

なお、不適合発生により損害が生じた場合は係る費用のご負担をお願いする場合があります。その場合、お取引先様と当社間にて協議のうえ処置を決定するものといたします。

9. 改訂履歴

日付	改定内容
2006/2/7	表 1, 含有禁止物質および規制値において、ポリ塩化ビニルの対象・用途を見直し
2010/6/22	1～8 項全体見直し 表 1” 含有禁止物質および規制値” の最新化
2017/2/1	7 項, 使用する成分表フォーマットに chemSHERPA を追加。これに伴って従来使用していた構成物質一覧表 CEM-G01-03) は, 新規の運用を廃止。 表 1 “含有禁止物質および規制値” の最新化
2024/7/1	1～8 項全体見直し 付表 1. 含有禁止物質および規制値の最新化。付表のみの更新を可能とした。

以上